

平成26年度「宿毛市の合法性・持続可能性及び発電利用に供する木質バイオマスの代行証明に係る事務取扱規程」に基づく証明実績について

平成27年8月17日
高知県宿毛市桜町2番1号
宿毛市長 沖本 年男

発電利用に供する木質バイオマス証明のためのガイドライン（平成24年6月林野庁）及び宿毛市の合法性・持続可能性及び発電利用に供する木質バイオマスの代行証明に係る事務取扱規程第6の1に基づき、平成26年度の取扱実績を下記のとおり公表します。

記

取扱期間	平成26年5月1日から平成27年3月31日		
文書保存期間	5年間（平成32年3月31日まで）		
区分	証明書の発行		備考
	件数	材積 m3	
間伐材由来のバイオマス	1	310	
一般木質バイオマス	4	203	
合計	5	513	

（注）材積については証明書発行時の概算であり、実際にバイオマス利用に供された木材の材積とは異なる場合があります。